

11 軽油引取税に関する事項

(単位：キロリットル，件)

区 分		数 量 ， 件 数	
引 取 数 量 ①		1,162,936	
課 税 対 象 と な ら ない 数 量 ②		156,956	
差 引 ① - ② ③		1,005,980	
欠減量	特約業者分 1 / 100	9,512	
	元売業者 0.3 / 100	164	
	計 ④	9,676	
課 税 標 準 額 ③ - ④ ⑤		996,304	
そ の 他 (申 告 納 付 等) の 分 ⑥		1,512	
合 計 ⑤ + ⑥		997,816	
特別徴収義務者数等	元売業者	本 店 の 数	
		登 録 数	17
	特約業者	本 店 の 数	63
		登 録 数	241
	計	本 店 の 数	63
		登 録 数	258
	仮特約業者	本 店 の 数	
		事 務 所 等 の 数	
	その他の者	本 店 の 数	
		事 務 所 等 の 数	

12 狩猟税に関する事項

(単位：件，千円)

区 分		狩猟者登録総件数	調定額	
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許	所得割額の納付を要する者 (16,500円)	2,759	45,524
		対象鳥獣捕獲員である者 (8,200円)	90	738
		所得割額の納付を要しない者 (11,000円)	325	3,575
		対象鳥獣捕獲員である者 (5,500円)	18	99
	網猟免許	所得割額の納付を要する者 (8,200円)	36	295
		対象鳥獣捕獲員である者 (4,100円)		
		所得割額の納付を要しない者 (5,500円)	4	22
	わな猟免許	対象鳥獣捕獲員である者 (2,700円)		
		所得割額の納付を要する者 (8,200円)	413	3,387
		対象鳥獣捕獲員である者 (4,100円)	22	90
		所得割額の納付を要しない者 (5,500円)	112	616
		対象鳥獣捕獲員である者 (2,700円)	9	24
		第二種銃猟免許 (5,500円)	134	737
		対象鳥獣捕獲員である者 (2,700円)		
合 計		3,922	55,107	